

【46用語】

通牒（つうちょう）…上級官庁が所管の機関・職員に発する通達、訓令

訓示（くんじ）…上位の者が下位の者に教え示すこと

分憂（ぶんゆう）…古代の官職で国司の別称

喋々（ちようちよう）…しきりにしゃべるさま、多言なさま

旬日（じゆんじつ）…十日間

激昂（げきこう）…奮起して気をはること、気立ての激しいこと

相党（そうとう）…相克？、対立・矛盾するものが互いに争うこと

狂瀾（きようらん）…乱れて手のつけられない状勢

物論（ぶつろん）…世の中のうわさ、世人の評論

洶起（きようき）…水や波がわき立つこと、わき起こること

頃日（けいじつ）…この頃、日頃

煩念（はんねん）…煩わしい思い

旨趣（ししゆ）…事のわけ、趣旨

終局（しゆうきよく）…事件の落着、終わり、しまい

美果（びか）…よい結果、好結果

【46解説】

大日本帝国憲法は明治二十二年（一八八九）二月十一日に発布されたが、同時に「皇室典範」「議院法」等と並んで「衆議院議員選挙法」も公布された。この選挙法により本県は五区に分けられ、定員は各区一名、そして有権者は直接国税十五円以上の納入者とされた。本県では同二十二年九月に県会議員の選挙があり、続いて翌年七月一日には第一回衆議院議員総選挙が全国一斉に行われた。

本文書は、投票日まで十日余りと迫るのに先だって、各会派間の選挙運動がいつそう激しくなる中、群馬県の第二部長から各選挙区長へあてた通達案である。その内容は、佐藤與三知事の命を受けて、各選挙区では担当職員が一致協力して本選挙の主旨を徹底し、公正に任務を遂行するよう指示したものである。